

## 仙台市みちのく環境管理規格認証登録推進補助金交付要綱

(平成 18 年 3 月 31 日環境局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、みちのく環境管理規格（以下「環境管理規格」という。）の普及を図り、もって環境に負荷の少ない社会経済システムの構築を推進するため、事業者に対し、環境管理規格の認証取得に要する経費の一部につき、予算の範囲内において補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和 55 年仙台市規則第 30 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第 2 条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす事業者とする。

- 一 認証を取得しようとする事業所、工場、店舗等（以下「事業所等」という。）が市内に所在すること
  - 二 前号の事業所等の従業員数が 100 人未満であること
  - 三 みちのく環境管理規格認証機構が指名する認証登録機関（以下「認証登録機関」という。）と、第 1 号の事業所等における環境管理規格の構築支援業務、審査業務及び認証登録業務（以下「認証登録等業務」という。）に係る契約を締結していること
  - 四 当該事業者に係る個人市民税（特別徴収）、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、事業所税及び都市計画税を完納していること
- 2 前項の規定に関わらず、本要綱に基づく補助金の交付を受けた者は、新たにこの補助金の交付を受けることができないものとする。

(補助対象事業)

第 3 条 この補助金の交付の対象となる事業は、前条第 1 項第 1 号の事業所等において環境管理規格を構築し、認証を取得する事業とする。

(補助対象経費)

第 4 条 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第 2 条第 1 項第 3 号の契約に基づく認証登録等業務に係る経費（消費税を除く。）とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、補助の対象外とする。

- 一 認証登録機関が認証登録等業務を行うために必要となる交通費、宿泊費その他の付随的経費
- 二 認証登録機関が行う追加的構築支援業務に係る経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する金額とする。ただし、一事業者に対する補助金の額の上限は、20万円とする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、みちのく環境管理規格認証登録推進補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、補助金の交付を受けようとする年度の4月1日から1月31日までの間に市長に提出して行うものとする。

- 一 補助対象事業の計画書(様式第2号)
- 二 第2条第1項第3号の契約の締結を証する書類の写し
- 三 団体規約、規則、定款、約款、会則
- 四 登記事項証明書
- 五 役員名簿
- 六 第2条第1項第1号の事業所等における従業員の名簿
- 七 申請者の概要を明らかにする書類
- 八 決算書、営業報告書、貸借対照表等
- 九 市税の完納を証する書類又は市税の納付状況確認に関する同意書(様式第3号)
- 十 その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する交付の申請は、第3条に規定する補助対象事業の着手後も行うことができるものとする。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条第1項の申請が到達してから14日以内に、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとし、規則第6条の決定の通知は、みちのく環境管理規格認証登録推進補助金交付決定書(様式第4号)又はみちのく環境管理規格認証登録推進補助金不交付決定書(様式第5号)により行うものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第5条第1項第1号の市長の定める軽微な変更は、補助事業の内容の変更(当初の事業の目的を変更しない範囲のものに限る。)で、補助金の額に変更を生じないものとする。

2 規則第5条第1項第1号の変更の申請は、みちのく環境管理規格認証登録推進補助金変更承認申請書(様式第6号)により行うものとする。

- 3 規則第5条第1項第2号の中止又は廃止の申請は、みちのく環境管理規格認証登録推進補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）により行うものとする。
- 4 前2項の申請に対する承認は、みちのく環境管理規格認証登録推進補助金事業（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第8号）により行うものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、交付の決定を取り消し、又は変更することができるものとする。
- 5 前項の取消し又は変更を行ったときは、市長は、理由を付して書面により通知するものとする。
- 6 規則第5条第2項の条件は、補助金の交付を受けようとする日の所属する年度の前年度3月1日から、補助金の交付を受けようとする日の所属する年度の2月末日までの期間に、環境管理規格の認証を取得することとする。

（申請の取下げ）

第9条 規則第7条第1項の申請の取下げは、交付決定の通知のあった日から14日以内にみちのく環境管理規格認証登録推進補助金交付申請取下書（様式第9号）により行うものとする。

（実績報告）

第10条 規則第12条の実績報告は、次の各号に掲げる場合に、みちのく環境管理規格認証登録推進補助金事業実績報告書（様式第10号）により、速やかに行わなければならない。

- 一 第8条第6項の期間に環境管理規格の認証を取得したとき
  - 二 同条同項の期間に環境管理規格の認証を取得できないとき、又は取得できないことが見込まれるとき
- 2 補助事業者は、前項第1号に該当する場合は、前項の報告書に、次の各号に掲げる書類を添えるものとする。
- 一 認証登録機関が発行した認証登録証の写し
  - 二 補助対象経費に係る認証登録機関からの請求書の写し
  - 三 補助対象経費の支払いが確認できる書類の写し

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第13条の通知を行うものとする。この場合において、当該通知はみちのく環境管理

規格認証登録推進補助金確定通知書（様式第11号）により行うものとする。

（是正のための措置）

第12条 市長は、第10条の実績報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

2 前項の命令は、理由を付して書面により行うものとする。

（補助金の交付）

第13条 市長は、第11条の補助金の額の確定を行った後に補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、第11条の補助金の額の確定の通知を受けた場合においては、みちのく環境管理規格認証登録推進補助金交付請求書（様式第12号）を14日以内に市長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- 二 補助金を他の用途に使用したとき
- 三 その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った処分に違反したとき

2 前項の取消しは、理由を付して書面により行うものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

（立入検査等）

第16条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者へ報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に当該事業者の事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の検査等の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備等)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(委任)

第18条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則 (平成19年4月1日改正)

この改正は、平成19年4月1日から実施する。

附 則 (平成20年4月1日改正)

この改正は、平成20年4月1日から実施する。

附 則 (平成24年3月30日改正)

この改正は、平成24年4月1日から実施する。

附 則 (平成31年3月4日改正)

この改正は、平成31年4月1日から実施する。